

改正

令和5年8月9日告示第233号

令和6年8月23日告示第273号

令和7年8月1日告示第258号

長谷寺門前町周辺地区賑わい創出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長谷寺門前町周辺地区の賑わいを創出するため、長谷寺門前町周辺地区において開催する謎解きラリーの参加者に対して桜井市大字初瀬地内（以下「対象地区」という。）の商業店舗等で使用するクーポンを発行し、地域住民、観光客等の消費意欲を活発化させ、経済効果をもたらすことによる地域経済の活性化を目的とする長谷寺門前町周辺地区賑わい創出事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クーポン 桜井市が次号の者に対して配布するクーポンをいう。
- (2) 配布対象者 謎解きラリーの参加者をいう。
- (3) 特定取引 クーポンが対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (4) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったクーポンの換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(特定事業者の登録)

第3条 市長は、別に作成する特定事業者に係る募集要項（以下「募集要項」という。）を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を特定事業者として登録する。

(特定事業者の責務)

第4条 特定事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引においてクーポンの受け取りを拒んではならないこと。
- (2) クーポンの交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 本市と適切な連携体制を構築すること。
- (4) クーポンを適切に管理すること。
- (5) その他の募集要項に定める事項に関すること。

2 市長は、特定事業者が募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(クーポンの付与等)

第5条 市長は、配布対象者に対して、クーポンを付与することができる。

- 2 クーポンは、配布対象者1人につき1,000円（券面額500円券×2枚）とする。
- 3 クーポンは、配布対象者1人につき1回付与する。

(クーポンの使用範囲)

第6条 クーポンは、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 クーポンの使用期間は、令和7年11月22日から同年11月24日までの間とする。

- 3 クーポンは、券面額の合計額以上の特定取引を行う場合にのみ使用できる。
- 4 クーポンは、転売、譲渡、返品及び換金を行うことができない。
- 5 クーポンは、付与を受けた本人に限り使用することができる。
- 6 クーポンは、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 不動産、金融商品等
 - (2) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
 - (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
 - (4) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく許可、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づく届出のうちいずれかを受けた又は行った宿泊施設において提供される宿泊業務に関連する役務
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (6) パチンコホール、麻雀店、宝くじ、公営ギャンブル等への支払い
 - (7) 国税、地方税、使用料等の公租公課
 - (8) 公序良俗に反するもの
 - (9) その他市長が指定するもの（クーポンの換金手続）

第7条 市長は、特定取引においてクーポンが使用された場合は、特定事業者に対し、その券面額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、特定事業者は、別に市長が指定する委託事業者（以下「委託事業者」という。）に、令和7年11月24日までの特定取引において受け取ったクーポンを提出して、市長が定めるところにより、券面額の合計額での換金を申し出なければならない。
- 3 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替（次項において「口座振替」という。）の方法による。
- 4 口座振替は、委託事業者が取次の申出を受けたクーポンについて行う。
（周知）

第8条 市長は、事業の実施に当たり、配布対象者、使用範囲等の概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。
（使用等が行われなかった場合等の取扱い）

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、配布対象者が第6条第2項に定める期間内にクーポンを使用しなかった場合及び特定事業者が第7条第2項に定める申し出を行わなかった場合は、クーポンにより得られる効力を辞退したものとみなす。

- 2 第7条の規定による請求が行われた後、請求に必要な書類について不備があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず請求に必要な書類について補正が行われず、特定事業者の責に帰すべき事由により請求受付ができなかったときは、当該請求が取り下げられたものとみなす。
（変更又は中止）

第10条 市長は、新型コロナウイルス感染症の再流行などにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合は、第3条から前条までに規定する内容についての変更又は中止を行うことができる。
（その他）

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年8月9日告示第233号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年8月23日告示第273号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年8月1日告示第258号）

この要綱は、公布の日から施行する。